

札幌市長 秋元克広 様

2024年11月25日

日本共産党札幌市議会議員団

団長 池田 ゆみ

2025年度予算に関する要望書

今年11月に公表された内閣府の「足下の経済状況と今後の課題」では、全国的に賃金を含む所得は持ち直しているとしつつも、本格的な個人消費の回復につながらず、「物価上昇の影響を大きく受ける低所得者へのきめ細かい配慮が求められる」とされました。

「統計さっぽろ」10月号によると、2020年を100とした9月の消費者物価指数は、110.5と、市内では全国水準を上回る10%超えの上昇率となっています。こうした物価上昇による実質賃金の減少が、市内経済の停滞と衰退に拍車をかけています。

本市は「令和7年度予算の編成について」（札幌第17号）で、国の骨太方針が、経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めていることを紹介し、市として、「持続可能な財政構造の維持」に務めることを掲げました。

先日には、公共施設の使用料・手数料を283施設で値上げする方針を打ち出したところですが、いま、持続できない事態に直面しているのは、市民の暮らしであり、もっとも底上げしなければならないのは賃金や個人消費です。

先の総選挙結果については、多くのマスコミが、物価高や賃金、雇用など身近な課題に政治が十分に対応してこなかったことへの審判、裏金など政治とカネへの批判が国民の不満を増幅させたと報じているように、急がれるのは、困窮を極める低所得者層をはじめとして、市民生活や営業を支え、寄り添った施策です。

来年度の予算編成に当たっては、不要不急の事業の見直しとともに、市民から寄せられた切実な願いを反映していただきたく、142項目を添えて要望するものです。

(1) 危機管理局

- 1 地域の多様な人材と連携を図りながら訓練等をおこなうこと。
 - ・ 物資輸送訓練については、備蓄物資が速やかに避難所に届くかを検証し、必要な改善をおこなうこと。
 - ・ 避難所における感染症等の対応が速やかに行われるよう職員の育成に引き続き努めること。
- 2 レンタル事業者との定期的な協議を行い、避難所の冷暖房の整備などの確保に努めること。
 - ・ 避難所の備蓄物資のさらなる充実と備蓄物資の適切な管理に努めること。
- 3 災害等に備え、トイレトレーラー（移動式トイレ）を配備すること。
- 4 能登半島地震による停電で使用不能となった電気製品、スマホなどの代替電源として活用された、太陽光パネルや蓄電池の防災施設の設置計画を作成し、整備を促進すること。
- 5 様々な理由で発生する避難所以外の在宅避難者等の安否確認と生活支援をおこなうこと。
 - ・ ネット難民に対応した固定電話あての情報通信サービスは、登録が必要なことから、必要な世帯に情報が届くよう周知を強め、地域との連携も強めること。
- 6 大雪、豪雨や猛暑など自然災害への対策の実施に必要な予算を確保すること。
- 7 泊原発は再稼働せず、早急に廃炉の決断をするよう原子力規制委員会に意見をあげること。
- 8 国は、丘珠駐屯地や札幌駐屯地などを土地利用規制法に基づき注視区域指定候補としました。当該施設の周辺地域に住む市民の生活や権利に影響を及ぼすことが懸念されることから、国の相談窓口や同法の内容について周知をおこなうこと。

(2) 総務局

- 1 市職員の専門性や継続性は、市民サービスの向上につながることから、正規職員の増員とともに、専門分野のスペシャリストの育成を強化すること。
- 2 公務で働く労働者の生活保障や経験蓄積が行政サービスの質の保障につながる観点から、会計年度任用職員の任用限度をなくし継続して雇用できるようにすること。
- 3 障がい者雇用促進法に基づき、精神・知的障がい者の雇用を計画的に増やすこと。また、障がい者差別解消法の理念に基づき受入れ態勢や労働環境の整備をすすめること。
- 4 指定管理者制度は、賃金水準スライドが導入されているが、雇用の安定が図られるよう引き続き検証し、直営も含めて検討すること。
- 5 マイナンバーの取得は任意であるため、マイナンバーの交付体制強化に向けた事業や体制は見直すこと。
- 6 改正個人情報保護法施行後も個人情報の自己決定権や保護、プライバシー権を保障する市の条例、ガイドラインを作成すること。
- 7 行政手続きのデジタル化については、デジタルデバイド対策と合わせて、市民の多様なニーズに応えた対面での窓口サービスの向上を図ること。
- 8 自衛隊法 97 条第 1 項、自衛隊法 120 条等での国の示す考えは、いずれも強制力はなく自治体の判断に委ねられている。札幌市は住民基本台帳の名簿を本人や家族の同意もなく、自衛隊への提供はおこなわないこと。

(3) まちづくり政策局

- 1 都心アクセス道路事業は創成川通の混雑度が 0.8 であること等、市民にとって不要不急の事業であることに加え、資料・人件費などの高騰に伴って本市負担が増え財政を圧迫していく懸念があることから、事業の見直しを国に求めること。
- 2 北海道新幹線札幌延伸計画は、トンネル工事から出る有害残土処理に、地域住民の合意はなく、5 年前倒しの 2030 年開業ありきで事業を進めるべきではありません。本市として北海道新幹線の札幌延伸による需要予測をおこない、資材及び燃料価格、人件費の高騰といった社会経済情勢の変化に対応した経済効果、負担金等の経費の見直しについて再検討すること。
 - ・ 新幹線駅舎の位置が創成川以東とされたのは、JR 北海道の意向によるものであり、東改札口と関連する周辺整備の見直しとともに、その費用負担のあり方についても国・鉄道運輸機構と協議すること。
- 3 民間再開発において、容積率の規制緩和で高層建築物を許容することは、都心部の緑や歴史的建造物を高層建築物の間に埋没させることになるため現状より高い建築物にしない方針とすること。
- 4 官民間わず、負担金や補助金が伴う再開発では、公共性の観点から事業計画をチェックすること。
 - ・ 社会経済情勢の変化に応じて規模の縮小を含めて見直しを提案すること。
- 5 路面電車は、人と環境にやさしく来訪者にもわかりやすいこと、定時性が確保されやすく環境にやさしい交通機関であることから、JR 札幌駅、苗穂駅、桑園駅へつなげる検討を改めて行うこと。
- 6 路面電車の定時性確保のため、南 1 条西 4 丁目から西 8 丁目までの区間については、積極的に北海道公安委員会と連携し車両右折禁止にすること。
- 7 民間バス事業者に対する支援は、路線・便数維持のため、運転手確保・育成ができるよう支援を強化すること。
 - ・ 地域公共交通機関を守るよう国に働きかけること。
 - ・ バス停のベンチや上屋など待合環境の整備に取り組むこと。
 - ・ ばんけいバス・夕鉄バスなどでも IC カードが使えるように事業者と協議をすすめるとともに、両バス会社が運行する路線への乗継券は、乗り継ぎ地下鉄駅で購入できるようにすること。

- 8 真駒内駅前地域の道警宿舎跡地とともに、道営住宅跡地についても本市が取得し、住居機能整備に取り組むこと。
- 9 丘珠空港の滑走路延伸は計画段階にも関わらず、増便による騒音域の拡大が起こっています。滑走路延伸は、計画段階においても随時、広く地域住民の声を反映させること。
- 10 北5西1・2街区に整備されるバスターミナルは2029年完成とされており、予定通りでも5年は、現在の札幌駅周辺に分散されたバス乗降場が利用されることから、市民やバス利用者が混乱、不利益とならないよう、必要な対策を講じること。また、冬期間や悪天候時のバス利用者が安心・安全にバス待ちできるよう、待合室と乗降場の移動については上下移動がない環境を整えること。

(4) 財政局

- 1 自衛隊基地交付金は、本来の固定資産税相当額との差額を引き続き国に求めること。
- 2 市立札幌病院は、地域医療圏での中心的な役割を果たすため、経営安定のために本市として財政的な支援をすること。

(5) 市民文化局

- 1 札幌市犯罪被害者等支援条例の制定にともない、犯罪被害者等支援制度のカウンセリング費用の助成金申請期限を「3年以内」に限定するのではなく、SNSでの二次被害などの実態をふまえ、長期的なカウンセリングが必要となる場合も想定したものにする。また、市の犯罪被害者の相談窓口の殆どが経済的軽減の支援制度の相談となっておりますが、被害者の方誰もが相談できるよう周知などを改善すること。
 - ・ あらゆる暴力を無くす取組みを強化し、DV被害などに対応するNPO法人への支援を強めること。

- 2 札幌市男女共同参画推進条例に性的マイノリティの文言を加える条例改正を行うこと。
 - ・ 必要な予算を確保し、性的マイノリティに関する理解促進の取組みをすすめること。

- 3 人権問題に対応する人権課を早期に創設すること。
 - ・ 「SNSの書き込み等」による誹謗・中傷が増加しています。いつでも相談できるよう、相談窓口を常設すること。ヘイトスピーチ解消法の趣旨に沿って、(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例にヘイトスピーチの解消を位置付けるとともに、人権啓発ポスターを、市民の目に入りやすい場所へ張り出し、市のホームページに人権やヘイトスピーチについての啓発のページをつくること。
 - ・ 市民の人権意識を高めるため、意識調査を行い、啓発事業に生かすこと。
 - ・ 取組みを強化する上で、差別防止対策協議会を設置するとともに、条例制定を検討すること。

- 4 被爆80年の節目となる2025年における平和都市宣言普及啓発事業については、80周年にふさわしい取組みと事業規模にすること。
 - ・ 平和都市訪問団派遣事業等、さらなる拡充をすすめること。
 - ・ 戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代へ伝えるための人材育成とノーモア・ヒバクシャ会館の機能を存続させていくため、関係団体との連携とともに財政的な支援をすること。
 - ・ 平和首長会議に参加する札幌市長として、日本の核兵器禁止条約の署名・批准及び核兵器禁止条約国会議への日本のオブザーバー参加を求めること。

- 5 アイヌ女性の「複合差別」の実態を調査し、相談窓口を周知すること。活動の拠点である札幌市共同利用館の建替えについては、後継施設建設までの間、現利用館の修繕を行うこと。

- 6 物価高騰やインボイスの影響を受ける文化・芸術団体の実態をつかみ、支援を検討すること。

- ・ 低料金や開催の補助のある文化芸術鑑賞促進事業を継続し拡大すること。
- ・ 引き続き子どもの文化体験事業の対象年齢や学年を広げ、より多くの年齢の子どもたちが参加できるようにすること。

(6) スポーツ局

- 1 市民が身近で気軽にスポーツに取組み、親しめる環境の整備をすすめること。
 - ・ 月寒体育館は現在の場所で更新すること。
- 2 宮の森ノーマルヒルジャンプ台と大倉山のラージヒルジャンプ台をそれぞれの場所で国際大会基準にあわせた改修を行うこと。大倉山の樹木を伐採しないこと。
- 3 全小学生対象のスキーリフト料金助成券は、配布回数を増やすこと。
 - ・ 学校へのインストラクター派遣等を行い、中学生のウィンタースポーツ実施促進を図ること。

(7) 保健福祉局

- 1 医療・介護・保育など、人と接することが避けられない仕事の従事者にインフルエンザワクチンとコロナワクチンの接種費用を助成すること。
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン接種費用助成について、65歳以上の高齢者等の対象者は助成があるが、より接種しやすいよう負担軽減をはかること。また、60歳以下で心臓などの機能障害のある（障害1級相当）場合においても、対象とすること。
 - ・ 帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成をおこなうこと。
 - ・ 安全性に不安があるとする市民がいることを受け止め、希望するワクチンの選択に医療機関への問い合わせが必要等の情報について市民に周知すること。
- 2 保健センターの公衆衛生機能強化を図ること。また、保健所の機能と職員体制を充実させ、保健所の増設に向けて検討をすすめること。
- 3 衛生研究所は、特殊で高度化する検査に対応する知識と技術の習得、経験の蓄積と研究・研修が十分に行える体制と新興、再興感染症に備えること。また、老朽化、狭あい化対策をおこなうこと。
- 4 病床数を削減する「地域医療構想」の撤回と医師や看護師の定員増を国に求めること。
- 5 新型コロナウイルス感染症は、下水サーベイランスの傾向などから、早期に市民に流行のきざしを発信し、適切な行動をとれるようにすること。
- 6 新型コロナウイルス感染症罹患後症状（後遺症）について、感染時は軽症でも重度の後遺症が長期にわたることもあるため、復帰のための支援方法なども含め、医療機関、企業や学校への理解促進、周知や啓発を広げること。
- 7 国民健康保険について、保険料を引き下げること。
 - ・ マイナ保険証一体化による現行の保険証の廃止はやめるよう国に要望すること。
 - ・ 保険料を滞納した場合の取り扱いとなる、特別療養費の発行をしないこと。
 - ・ 子育て施策として、18歳以下の子どものいる世帯の子ども均等割額を全額免除すること。
 - ・ 医療費の一部負担減免制度は、周知を徹底し対象を狭めないこと。失業などの一時的な生活の困窮だけでなく、恒常的に困窮している場合など、医療費を支払うことによって生活ができなくなるような世帯も対象とすること。また、滞納世帯でやむをえない事情の場合、適用可能であることから、滞納があっても相談できるという周知をおこなうこと。また、丁寧に状況を把握し、適用に努めること。

- 8 無料低額診療制度は、利用状況を調査し、国の制度改定を待たず、本市独自で薬局にも適用させること。
- 9 子どもの医療費助成制度の所得制限と初診料の一部負担を撤廃し、無償にすること。
- 10 特定健診の付加検診は、心電図や血液検査などの項目を充実させ、無料とすること。
 - ・ 各種健診、検診の受診率を高めるために、初めて対象となる年齢へのとくとく健診自己負担無料について、対象年齢の拡大を検討すること。
 - ・ 乳がんの若年層での早期発見のためにも、対象年齢を拡大し、2年ごとでなく毎年受けられるようにすること。
 - ・ 40歳未満の在宅がん患者の支援をおこなうこと。
 - ・ 加齢性難聴の早期発見のため、健康診断の項目に聴力検査を加えること。
 - ・ 産後ケア事業について、現在助産所のみである「訪問型」について、病院にも拡大し、利用促進を図ること。利用対象を生後6か月未満から、月齢を拡大すること。必要な方が利用できるよう、利用料金を引き下げること。
- 11 敬老バスの現在のサービス水準を維持するとともに、JRやタクシーでも利用できるよう制度を改善すること。
- 12 介護保険料の軽減を図り、必要なサービスを受けられるようにすること。そのために、保険料の保険料段階設定をさらに増やすなど、保険料の負担軽減を図ること。介護保険料滞納者への給付制限は行わないこと。
- 13 特養ホームに入所できない、ホームヘルプサービスを受けられないなど、必要な介護サービスを利用できない市民を出さないよう、介護事業所の人材不足解消と待遇改善に向けた支援を行うこと。
- 14 地域包括支援センターは、相談・支援が複雑化するもとの、専門職の人材不足が続いていることから、さらなる増員を行うこと。
- 15 訪問介護事業所や総合事業において、利用状況と運営状況について実態調査を行うこと。経営安定と、利用者へのサービス維持のための報酬単価の上乗せや加算を行うよう、国に求めること。
 - ・ 総合事業の上限制度の運用が見直しされており、本市独自の日常生活支援の新たな施策の検討を行うこと。

- 16 低所得者も入居できるよう軽費老人ホームの整備計画やサ高住の家賃助成を検討すること。
- 17 29人以下の小規模施設事業所の地域医療介護総合確保基金の補助対象を拡大すること。
- 18 加齢性難聴によるフレイルや認知症などの予防効果がある補聴器購入助成を行うこと。
 - ・ 市有施設の磁気ループシステムを活用できるよう、利用方法など、市民へ周知すること。
- 19 障がい者相談支援事業所の相談件数が年々増え、内容も複雑化していることから、速やかに対応できるよう引き続き相談員を増員すること。
- 20 精神障がい者の運賃割引について、バス事業者と協議を進め、必要な支援策を検討すること。
- 21 地域活動支援センターの運営が円滑に行えるよう、さらなる財政的支援を強化すること。
- 22 手話通訳者や要約筆記者の方など、意思疎通支援者が専門家として生活の見通しを持ちながらこれらの仕事に専念できる収入を保障すること。
 - ・ 市有施設や交通機関で点字の普及をさらにすすめること。公共施設への手話通訳者の配置をすすめること。
- 23 障がい者の日常生活用具について当事者から要望を聞き、給付対象を広げること。
 - ・ 暗所視支援眼鏡を項目に加えること。
- 24 市営住宅において看護・介護・障がい者支援事業所と連携した目的外使用について周知し、拡充すること。
- 25 物価や光熱費の高騰への国の支援は、暖房費がかさむ厳冬地域への上乗せはなく、本市として低所得世帯への暖房費の一部補助を実施すること。
- 26 生活保護制度については、地下鉄各駅・ホームにもポスターを掲示するなど、広く周知すること。
 - ・ 親族への扶養照会をやめること。

- ・ エアコン・ストーブの購入について、家具什器費の支給要件を実態にてらし、利用しやすくすること。
 - ・ 冬季加算の特別基準については、生活実態や病状等により、必要な世帯に対し、積極的に認定をすすめること。
- 27 ケースワーカー（CW）の過度な負担とならないよう保護課職員の増員と福祉資格者の割合を増やすこと。
- ・ 生活保護利用者が知らないために、要件があっても申請に至らない制度もあることから、必要な支援を受けられるようケースワーカーが考える視点を、職員研修や実践で取り入れること。
 - ・ 経験の浅い CW の支援や相談がしやすい体制、環境を整備すること。

(8) 子ども未来局

- 1 児童福祉司と児童心理司を増員し、専門性や経験の蓄積を重視した人事配置とすること。
- 2 第二児童相談所整備においては、余裕ある定数とすること。
- 3 区保育・子育て支援センター（ちあふる）は、本市の公的な保育責任を担い、保育の質の維持・向上、ゼロ歳児から就学前の継続した保育を保障する重要な役割を果たしていることから、公設公営を原則として維持していくこと。
- 4 公立保育所の保育や調理業務は、保育の質を確保するため、委託ではなく、本市正職員が担うことが出来るよう採用、人員配置を計画的に行うこと。
- 5 保育所の副食食材費は完全無償化とすること。
 - ・ 0～2歳児の保育料の軽減を図ること。
- 6 保育士の就労継続支援事業を拡充し、処遇改善を図ること。
- 7 待機児童の解消は、子どもの発達を促し補償する観点で、認可保育所の増設・整備を計画的に取組むこと。高架下やビルなどに保育所を設置しないこと。園庭に対する規制緩和を是正すること。
- 8 保育所に延長保育の乳児加算を実施すること。また、一時保育の補助金（ゼロ歳児単価および障がい児単価）の引き上げを行うこと。生活保護法による被保護世帯および市民税非課税世帯からの延長保育料を徴収しないこと。
- 9 民間学童保育について
 - ・ 指導員の処遇改善をさらに引き上げること。
 - ・ 民間学童保育の運営費の更なる引き上げをを計画的に行うこと。
 - ・ 家賃の補助基準は、20年以上同額であることから、実態に見合った補助額や仕組みに改善すること。
 - ・ 生活保護世帯、低所得世帯、多子世帯への保育料減免制度を見直し、拡充すること。
 - ・ 小規模支援加算を拡充すること。
 - ・ 保育料の軽減を図ること。
- 10 母子生活支援施設は、ひとり親家庭の自立支援として重要な施設であり、しらぎく荘の

廃止により減った入所定数を増やすこと。

- 11 産後ケア事業について、現在助産所のみである「訪問型」について、病院にも拡大し、利用促進を図ること。利用対象を生後 6 か月未満から、月齢を拡大すること。必要な方が利用できるよう、利用料金を引き下げること。
- 12 医療的ケア児の受け入れ施設の拡大を急ぐこと。

(9) 経済観光局

- 1 札幌市鳥獣被害防止計画は被害の実態に見合った体制と対策を確保すること。
- 2 老朽化が進むすすきのゼロ番地ビルの今後のあり方について、市が積極的に関与して、問題の早期解決を図ること。
- 3 農・畜産業に欠かせない肥料や飼料などの生産資材高騰に対する独自の支援を行うこと。
- 4 小規模事業者の多くは、営業と生活が混在化して生業を営むため、既存の融資制度とは別に少額・短期返済の無担保・無利子の緊急融資制度をつくり、持続的経営の支援を行うこと。
 - ・ 長期化している価格高騰等の影響を受けている市内事業者に対する助成制度等の創設すること。
- 5 2023年10月から始まったインボイス制度により、本市のフリーランスが取引から切られるということが起きていないか等の調査を行い、実態を把握すること。
- 6 地域の事業者等が行う販売促進などの活動に対する支援事業は、効果などの検証をするとともに、事業者などの要望に応えるものにする。
- 7 定山溪において要望の高い、公共駐車場は、現在検討中の集客交流拠点施設の整備を待たずに前倒しして整備をすすめること。

(10)環境局

- 1 生ごみ減量・資源化を進めるために、堆肥化機材の購入費助成の予算を増やし取り組むこと。取り組みの実績を検証し、数値目標を引き上げること。
 - ・ 容器プラスチック、雑紙の分別協力率を引き上げるための対策を引き続き講じること。
- 2 さわやか収集の利用対象要件である客観的判断は、必要とする人が利用できるような見直しこと。
- 3 指定ゴミ袋引換券の減免制度の対象世帯への指定ゴミ袋の配布数については、常に検証し実態に合った枚数とすること。また、生活保護、非課税世帯に対象を広げること。
- 4 学校施設の冷房設備においては、各学校における再エネの促進で電力を賄えるよう計画を作成すること。
- 5 CO₂削減目標を確実に達成させるため、省エネの徹底と市有施設の新設・改築に合わせたZEB化を推進すること。地域の特性に合わせた小規模共同型の再生可能エネルギーを広げるための検討を行い具体的にすすめること。
- 6 アスベスト含有の市有施設については、劣化状況調査の結果により、優先順位をつけて計画的に改修すること。
- 7 ヒグマの侵入抑制策緑地管理ボランティア活動の実態や要望を把握し、引き続き用具の貸し出し、保険加入等、必要な取り組みをすすめること。
 - ・ ヒグマ対策においては、専門職員の確保と育成による体制強化を図ること。

(11)建設局

- 1 生活道路整備を促進するための予算を増額すること。
- 2 生活道路の除雪は、道路幅を確保し、圧雪厚を幹線道路並みとすること。また、住民・町内会負担がともなうパートナーシップ排雪制度は廃止し、全ての生活道路の排雪を市が行うこと。
- 3 除雪従事者を確保するために、技能訓練や講習の機会を充分とり、免許取得の補助額、待機補償料率をさらに引き上げること。
 - ・ オペレーターと除雪従事者の労働や賃金実態を把握し、施策が実態とみあっているか、検証しながらすすめるよう努めること。
 - ・ 除雪機械の一人乗り化にかかる経費は、事業者の意向を把握し、安全対策の低下を招かないよう、必要な手立てを講じること。
- 4 道路陥没の要因となる老朽化した取付菅の調査・改修を急ぐこと、また、新たな改築基本方針では着実に調査・改修を実施する方針とすること。
- 5 利用者の多い公園のトイレに、トイレットペーパー、ベビーチェア、おむつ交換台を公園の更新時を待たずに設置すること。
- 6 オストメイトトイレは、公園の新築や更新にあわせて設置するとともに、利用度の高い公園にも計画的に増設すること。
 - ・ 街区公園の整備の際は、トイレを廃止するのではなく、災害も視野に入れ、地域と十分に協議すること。
 - ・ 洋式トイレ化については、スピード感をもってすすめること。
- 7 安全性を重視し、都心部の自転車走行帯を設置するとともに、都心部以外の地域の整備をすすめること。
- 8 JR や地下鉄駅周辺の自転車駐輪場の整備をすすめること。2階層の札幌市公共駐輪場については、「子ども乗せ電動サイクル」など幅のある自転車の駐輪スペースを一階部分にも整備すること。
- 9 経年劣化している点字ブロックの補修を早急に行うこと。
- 10 森林整備は、私有林のみではなく公有林でも自伐型整備の検討をすること。また、補助

制度は実態に合わせて拡充すること。

- 11 老朽化した藻岩山スキー場の北斜面ロッジは新設整備すること。また、ゲレンデから駐車場までの通路の安全対策を引き続き強化すること。
- 12 みどりの保全を図るため、緑地拡大を促進させること。
 - ・ 緑化状態を測る方法として、樹冠被覆率も活用すること。
- 13 みどり保全創出地域制度の運用基準を見直し、樹木を豊かに育てること。

(12) 下水道河川局

- 1 集中豪雨・ゲリラ豪雨が増えていることを踏まえ、浸水対策を急ぎ、雨水貯留施設、雨水浸透設備を増やすこと。
- 2 住宅地にある雨水貯留池についての維持・管理は生活環境に配慮すること。また、地域要望がある場合は、建設局と連携して、市民が利用できる施設運用の検討を促進すること。
- 3 河川の洪水対策を強化すること。また、河川環境整備は地域と共同し、すすめるよう努めること。
- 4 CO2 削減策として下水道熱の普及促進を強化すること。民間事業者の下水道熱の利用を促進するため、支援策を講じること。
 - ・ 下水汚泥を循環型で利活用する検討をすすめること。

(13) 都市局

- 1 市営住宅の応募率は依然と高く、管理総戸数を増やすこと。また、障がい者向け住戸を実態に合わせて増やすこと。外断熱改修を導入すること。
- 2 市営住宅入居者の収入が減った場合、1か月でも減免できる家賃減免制度の周知を徹底し、制度を縮小しないこと。市営住宅に応募しても入れない市民への家賃補助を検討すること。
- 3 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助について、20年を期限とされているが、国交省によると、制度上、補助はさらに20年延長できるとされていることから、20年で期限とせず延長すること。
- 4 高齢化率の高い市営住宅では、オイルサーバーの設置を検討すること。また、団地内の除雪や草刈りの負担が増えていることから、除雪の助成制度の拡充と草刈りについて支援すること。
- 5 CO₂を削減するために、住宅エコ・リフォーム補助制度をさらに拡充すること。高断熱・高气密住宅の普及・促進を図ること。
 - ・ 既存集合住宅への省エネ改修、コンサルタント派遣による改修の実施を促すため、補助制度等を導入すること。
- 6 マンション入居者の高齢化に対応し、マンションの管理実態を把握して共用部分のバリアフリー化に助成制度を設けること等、支援策を具体化すること。
- 7 民間施設でのアスベストを含有する煙突用断熱の劣化状態を調査すること。民間建築物アスベスト対策については、レベル1～3全ての実態を把握し、アスベストが飛散しないよう除去等の対策を実施すること。該当する民間建築物所有者を直接訪問し、除去等の補助制度をていねいに説明し活用を促進すること。

(14) 交通局

地下鉄施設の破損等事故が相次いでいることから、総点検を行うとともに補修を早急にすすめること。

(15) 水道局

- 1 CO2削減の観点から、さらに水力発電・小水力発電の導入をすすめること。
- 2 配水管の耐震化率が3割と低いことから、医療機関や学校等、災害時重要施設に向かう配水管の耐震化整備を急ぐこと。また、配水幹線や配水枝線の更新期間を早めること。
 - ・ 経費節減と長寿命化を図るため、配水用ポリエチレンパイプの普及促進を図ること。
- 3 マンション等の給水装置の特性と停電時でも使用可能な給水設備について、今後も様々な媒体を利用して広く市民に周知すること。また、マンションを新築する際には、停電時でも使用可能な給水設備とするよう促すこと。
- 4 現在6ヶ所に設置されている給水スポットの増設を検討すること。

(16)教育委員会

- 1 英語授業の質の向上や安定的な運営体制を図るため、ALT の直接雇用で安定雇用を図ること。
- 2 中学校にも 35 人学級を拡大すること。
- 3 子育て支援として、給食費の保護者負担を軽減し、無償化の検討を始めること。
- 4 就学援助制度の学用品費について、支給後の世帯変更等の対応課題は個別に対応し、現在の後払いから前払いにすること。
- 5 学齢期における読書ばなれの課題解決のためにも、小学校に専任の図書館司書を配置すること。
- 6 教員の労働環境の改善と定数増を図ること。定数欠員については、正規職員の採用で解消すること。期限付教員が希望する場合、優先して正規採用を行うこと。
- 7 学校統廃合に関し、地域住民から「統廃合ありきではないか」等の意見があることから、学校配置検討委員会は、統廃合を前提に進めているものではないことを、住民に周知徹底し、住民合意が不十分なまま、統廃合は行わないこと。
 - ・ 大規模校の適正化を急ぐこと。
- 8 給付型の特別奨学金や奨学金について、対象を増やすこと。
- 9 スクールカウンセラーを常駐することで、児童生徒との信頼関係を築き、相談環境を向上させること
- 10 避難所となる学校体育館に、網戸をつけること。
- 11 児童生徒が、どこで学ぼうと本市はその学びを補償すべきと考えることから、フリースクールに通う児童生徒も義務教育児童生徒遠距離通学助成金の対象とすること。
 - ・ フリースクールの授業料無償化と運営費用のさらなる拡充を行うこと。
- 12 高等学校等生徒通学交通費助成は、一人ひとりの補助単価をあげること。
- 13 特別支援教育支援員（学びのサポーター）、介助アシスタントは、必要な配置時間と人

員を確保すること。

- 14 北海道と協議し、札幌市立の高等支援学校を市内に設置し、市外の学校に通わざるを得ない不平等を正すこと。
 - ・ 全ての中学校に特別支援学級を設置すること。
- 15 「外国人、帰国児童生徒の教育支援事業」の拡充をはかること。指導協力者の待遇改善を行うこと。また、協力者の確保、研修などは市が責任を持って行なうこと。
- 16 スキーリサイクル事業は、回収協力校と協力店を増やすこと。また、リサイクルスキーの引き取り日・回収場所を増やすこと。
- 17 スキー学習や現地学習、修学旅行などのバス料金は、保護者負担が重いことから、学習環境の一環として、予算化し、保護者負担の軽減を図ること。
- 18 高校生の1人1台タブレット端末は、保護者負担とせず、全生徒へ貸与とすること。
- 19 特別支援学級の教員を増員し、負担を軽減すること。
- 20 各学校の取組みにまかせず、また躊躇なく使えるよう個別に手渡すのではなく、すべての学校女子トイレに生理用品を配置すること。

(17) 選挙管理委員会

- 1 投票率の向上に努力すること。
 - ・ すべての市民が投票しやすいよう、投票所までの距離や坂道等の環境に配慮し必要な地域に投票所を設置すること。
 - ・ 計画的に期日前投票所を増設し、期間の延長をすすめること。
 - ・ 高齢化や障がいのある方に配慮し、移動式の期日前投票所を実施する検討をすること
- 2 郵便による不在者投票制度の対象者の要件を拡大するよう国に求めること。
- 3 病院や高齢者福祉施設等の入院患者、入所者が施設内において、不在者投票ができるように支援を強化すること。